

令和8年度 第1回樋遣川コミュニティセンター運営委員会

日 時：令和8年5月23日（土）午前10時～

場 所：樋遣川コミュニティセンター・講堂

..... 会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

コミュニティセンター所長

3 自己紹介

4 正副委員長の選任

5 正副委員長あいさつ

6 会議録署名委員の選任

7 議題

- (1) 令和8年度樋遣川コミュニティセンター予算について
- (2) 令和8年度樋遣川コミュニティセンター講座申込状況について
- (3) 令和7年度樋遣川コミュニティセンター利用状況について
- (4) 令和7年度市民サービスセンター等利用状況について

8 その他

9 閉会あいさつ

コミュニティセンター運営委員会副委員長

令和8年度 樋遣川コミュニティセンター運営委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏 名	備 考
1	小 林 利 男	ひまわり会会長
2	矢 澤 弘 良	樋遣川菊の会会長
3	坂 本 美 絵	樋遣川コミュニティセンター主催講座講師
4	田 口 美佐子	樋遣川コミュニティセンター主催講座参加者
5	小 林 信 雄	樋遣川地区スポーツ協会会長
6	田 崎 三千代	樋遣川民生委員・児童委員協議会会長
7	久保田 洋 子	元樋遣川公民館参与
8	増 田 正 夫	樋遣川小学校校長
9	小森谷 和 彦	下樋遣川区長
10	大 川 宏	上樋遣川区長
11	金 子 初 市	中樋遣川区長
12	森 博 司	戸川区長、社会福祉協議会樋遣川支部長
13	渡 辺 正 男	町屋新田区长
14	内 田 親	樋遣川平成クラブ連合会会長
15	渡 辺 由紀子	樋遣川女性会会長

(1)令和8年度 樋遣川コミュニティセンター予算について

①コミュニティセンター管理運営事業（※市民協働推進課予算（一括）から一部抜粋）

支 出

(単位：円)

項 目	令和8年度予算額	令和7年度予算額	前年度比較	備 考
7 報償費	36,000	36,000	0	
1 報償金	36,000	36,000	0	コミュニティセンター運営委員会
10 需用費	142,000	145,000	△ 3,000	
1 消耗品費	42,000	45,000	△ 3,000	事務用品、衛生用品、台所用品等
6 修繕料	100,000	100,000	0	
12 委託料	49,500	49,500	0	
1 物件の委託料	49,500	49,500	0	整枝・剪定
計	227,500	230,500	△ 3,000	

②生涯学習きっかけづくり支援事業（※生涯学習課予算（一括）から一部抜粋）

収 入

項 目	令和8年度予算額	令和7年度予算額	前年度比較	備 考
8 教育費雑入	0	77,000	△ 77,000	
4 きっかけづくり支援事業参加者負担金	0	77,000	△ 77,000	社会見学参加者負担金（委託料に充当）
計	0	77,000	△ 77,000	

支 出

項 目	令和8年度予算額	令和7年度予算額	前年度比較	備 考
7 報償費	236,000	259,000	△ 23,000	
1 報償金	236,000	259,000	△ 23,000	コミュニティセンター講座講師謝金
10 需用費	30,000	30,000	0	
1 消耗品費	30,000	30,000	0	一般講座及び高齢者学級用
11 役務費	924	924	0	
1 通信運搬費	924	924	0	郵便料
12 委託料	0	77,000	△ 77,000	
1 物件費的委託料	0	77,000	△ 77,000	社会見学用業者委託料
計	266,924	366,924	△ 100,000	

③地区文化祭振興事業

支 出

項 目	令和8年度予算額	令和7年度予算額	前年度比較	備 考
18 負担金補助金及び交付金	95,000	95,000	0	
3 補助金	95,000	95,000	0	地区文化祭補助金
計	95,000	95,000	0	

	令和8年度予算額	令和7年度予算額	前年度比較	備 考
事業費合計	589,424	692,424	△ 103,000	

(2) 令和8年度 樋遣川コミュニティセンター講座申込状況について

(令和8年5月22日現在)

No.	講座名・内容等	講 師	回数	開講時期	募集定員	申込者数
1	男の料理教室 料理経験の少ない人も大歓迎です。料理する楽しみを味わってみませんか。	・伊藤 由紀子 先生	3回	5月～6月	6人	6人
2	陶芸教室 手びねりでオリジナルマグカップを作ります。	・福田 英美 先生	4回	8月～10月	10人	3人
3	パッチワーク講座 少ないパーツでスマートフォンに入れられる小型のバッグを作ります。	・岸川 美佐 先生	3回	9月	10人	3人
4	ステンドグラス講座 アロマのお休みライトを作成します。	・桂平 洋子 先生	3回	9月～10月	15人	4人
5	苔玉講座 手作りの苔玉を作成します。	・大島 恵 先生	2回	10月	10人	4人
6	椅子を使ったヨガ講座 椅子に座って誰でも(膝・腰痛の方でも)できるヨガを体験してみませんか。	・磯貝 広恵 先生	3回	11月	15人	11人
7	樋遣川の偉人を学ぶ 樋遣川の偉人(斎藤与里など)について学びます。	・平澤 香 先生	1回	11月	24人	14人
8	女性講座 ①ハーバリウム講座 ②アートフラワー講座	①坂内 ひさ江 先生 ②海保 正枝 先生	各1回	6月、10月	①20人 ②20人	①9人 ②5人
9	こども講座 ①絵画教室(7月から募集を開始) ②スノードーム教室	①坂本 美絵 先生 ②田口 喜久江 先生	①10回 ②1回	7月～9月	①各回 10人 ②10人	① 人 ② 人
10	人権教育学級 人権とは私たちが幸せに生きるための権利です。人権について学びます。	・生涯学習課 人権教育担当	1回	1月	—	3人
11	高齢者学級 ① 開講式 連続寸劇「シルバー川柳」「18歳と81歳の違い」等 ② 健康づくり「ポッチャ体験会」 ③ マンドリン鑑賞会 ④ 文化祭出展作品「干支(ひつじ)の置物」を作ろう講座 ⑤ 健康講座「おなか元気教室」 ⑥ 健康づくり「グラウンドゴルフ」 ⑦ 防犯対策講座「悪徳商法対策」 ⑧ 健康講座「指先を使った認知症予防」 ⑨ 新春落語「コミュニティセンターで初笑い」 ⑩ 健康づくり「公式ワナゲ」 閉講式	①劇団KAZO ②加須スポーツ推進員 ③リバーシティーマンドリーナ ④福田 英美先生 ⑤加須ヤクルト講師 ⑥杉澤 友一先生 ⑦県政出前講座講師 ⑧羽生病院作業療法士 ⑨落語長屋 おもしろ荘 ⑩杉澤 友一先生	10回	6月～2月	—	30人
			43回		—	—

※ 樋遣川地区文化祭

10月24日(土)、25日(日)

(3) 令和7年度樋遣川コミュニティセンター利用状況について

	講 座		青少年団体		女性団体		成人団体		高齢者団体		その他団体		個 人		総 計	
	件数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	0	0	2	30	4	35	35	265	10	167	9	125	0	0	60	622
5月	2	28	2	31	5	69	32	238	8	60	11	124	0	0	60	550
6月	1	22	1	9	2	15	38	279	7	53	14	157	0	0	63	535
7月	7	93	1	12	3	24	32	242	7	53	15	887	0	0	65	1,311
8月	9	119	1	15	2	22	27	176	5	58	9	163	0	0	53	553
9月	7	94	1	15	3	24	37	332	8	56	2	17	1	1	59	539
10月	2	32	0	0	5	50	33	282	8	55	8	87	5	5	61	511
11月	4	24	1	10	2	12	28	234	7	59	6	69	0	0	48	408
12月	10	75	4	59	2	17	38	337	4	39	3	26	0	0	61	553
1月	3	53	1	12	2	20	35	257	4	28	4	31	0	0	49	401
2月	2	31	0	0	2	15	34	253	3	24	30	478	0	0	71	801
3月	0	0	3	29	4	39	38	311	5	29	13	133	0	0	63	541
合計	47	571	17	222	36	342	407	3,206	76	681	124	2,297	6	6	713	7,325

令和6年度	46	561	22	283	37	331	442	3,306	71	653	116	1,597	20	72	754	6,803
-------	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-------	----	-----	-----	-------	----	----	-----	-------

令和5年度	54	663	32	476	36	331	474	3,278	64	584	157	2,111	0	0	817	7,443
-------	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-------	----	-----	-----	-------	---	---	-----	-------

令和4年度	57	570	27	377	24	163	402	2,821	72	683	112	1,586	0	0	694	6,200
-------	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-------	----	-----	-----	-------	---	---	-----	-------

令和3年度	27	288	22	303	16	121	310	2,188	33	234	130	1,098	0	0	538	4,232
-------	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-------	----	-----	-----	-------	---	---	-----	-------

令和2年度	2	33	8	77	9	86	263	2,052	16	111	68	640	0	0	366	2,999
-------	---	----	---	----	---	----	-----	-------	----	-----	----	-----	---	---	-----	-------

区分

- (1)講座 樋遣川コミュニティセンター主催講座、共催講座、その他コミセン事業
- (2)青少年団体 スポーツ少年団、子ども会、PTA等、青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを活動目的とした団体。
- (3)女性団体 愛育班、女性会等、名称に「女性・婦人」が含まれている団体。
団体の構成が女性だけという定義ではなく、男女平等の促進、女性の社会参加の拡大・福祉増進を主な活動目的としている団体。
- (4)成人団体 創作活動、健康増進などの目的で、自主的かつ継続的に活動を行っている成人で構成されている団体。子育て、親子交流グループも含む。
- (5)高齢者団体 老人会等、おおむね60歳以上で知識や技能を生かしたさまざまな活動や健康増進のための活動を行っている団体。
- (6)その他団体 上記以外の団体。自治会、スポ協、食改、社協、民生委員・児童委員協議会、遺族会、商工会、学校、市役所等、単発的な利用のすべて。
- (7)個人 個人

(4) 令和7年度市民サービスセンター等利用状況について

①証明書交付状況

月	市民課												税務課		
	住民票等			印鑑証明			戸 籍			計			税証明		
	件数	枚数	金額	件数	枚数	金額	件数	枚数	金額	件数	枚数	金額	件数	枚数	金額
4	5	5	750	4	5	750	0	0	0	9	10	1,500	0	0	0
5	2	2	300	4	5	750	0	0	0	6	7	1,050	0	0	0
6	2	2	300	3	5	750	0	0	0	5	7	1,050	3	3	450
7	4	4	600	1	1	150	0	0	0	5	5	750	0	0	0
8	1	1	150	1	3	450	2	2	900	4	6	1,500	0	0	0
9	1	1	150	2	4	600	0	0	0	3	5	750	0	0	0
10	1	1	150	2	2	300	0	0	0	3	3	450	0	0	0
11	1	1	150	2	2	300	1	1	450	4	4	900	0	0	0
12	2	2	300	1	1	150	0	0	0	3	3	450	0	0	0
1	2	2	300	3	3	450	0	0	0	5	5	750	0	0	0
2	3	3	450	2	2	300	0	0	0	5	5	750	0	0	0
3	0	0	0	1	1	150	0	0	0	1	1	150	0	0	0
計	24	24	3,600	26	34	5,100	3	3	1,350	53	61	10,050	3	3	450

令和6年度	21	23	3,450	19	23	3,450	3	3	1,350	43	49	8,250	7	10	1,500
-------	----	----	-------	----	----	-------	---	---	-------	----	----	-------	---	----	-------

令和5年度	39	40	6,000	21	26	3,900	7	8	3,600	67	74	13,500	10	10	1,500
-------	----	----	-------	----	----	-------	---	---	-------	----	----	--------	----	----	-------

令和4年度	39	39	5,850	41	63	9,450	9	11	4,950	89	113	20,250	8	11	1,650
-------	----	----	-------	----	----	-------	---	----	-------	----	-----	--------	---	----	-------

令和3年度	48	54	8,100	38	49	7,350	13	13	5,850	99	116	21,300	9	9	1,350
-------	----	----	-------	----	----	-------	----	----	-------	----	-----	--------	---	---	-------

令和2年度	56	61	9,150	53	66	9,900	6	8	3,600	115	135	22,650	7	8	1,200
-------	----	----	-------	----	----	-------	---	---	-------	-----	-----	--------	---	---	-------

②その他業務

中央図書館への図書の返却業務 0冊

当館の図書室からの図書の貸出 0冊

③令和7年度樋遣川コミュニティセンター使用料について

	施設使用料		コピー使用料		電話(FAX)料金		総 計	
	件数	使用料(円)	件数	使用料(円)	件数	使用料(円)	件数	使用料(円)
4月	0	0	6	748	2	20	8	768
5月	2	400	10	1,210	0	0	12	1,610
6月	2	400	4	990	0	0	6	1,390
7月	3	1,000	4	420	0	0	7	1,420
8月	2	400	4	1,180	0	0	6	1,580
9月	2	400	3	510	0	0	5	910
10月	2	350	3	120	0	0	5	470
11月	7	1,150	12	1,430	0	0	19	2,580
12月	2	400	7	720	0	0	9	1,120
1月	2	400	1	10	0	0	3	410
2月	2	400	7	930	0	0	9	1,330
3月	5	1,600	5	2,800	0	0	10	4,400
合計	31	6,900	66	11,068	2	20	99	17,988

(リソグラフを含む)

令和6年度	39	13,600	86	18,855	5	50	130	32,505
-------	----	--------	----	--------	---	----	-----	--------

(リソグラフを含む)

令和5年度	13	5,150	76	12,783	8	90	97	18,023
-------	----	-------	----	--------	---	----	----	--------

(リソグラフを含む)

令和4年度	18	7,600	74	16,319	10	110	102	24,029
-------	----	-------	----	--------	----	-----	-----	--------

(リソグラフを含む)

令和3年度	21	15,350	71	15,641	6	70	98	31,061
-------	----	--------	----	--------	---	----	----	--------

(リソグラフを含む)

令和2年度	9	3,650	78	16,979	7	90	94	20,719
-------	---	-------	----	--------	---	----	----	--------

(リソグラフを含む)

加須市立コミュニティセンター運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加須市立コミュニティセンター条例（平成22年加須市条例第113号）第16条の規定により各コミュニティセンターに置く加須市立コミュニティセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) コミュニティセンターの管理及び運営に関すること。
- (2) コミュニティ事業に関すること。
- (3) 生涯学習事業に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) コミュニティセンターを利用する団体の代表者
- (2) コミュニティ事業又は生涯学習事業の講師又は参加者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 市内の公共的団体等の代表者
- (6) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、各コミュニティセンター、コミュニティセンターを所管する課及び教育委員会生涯学習部生涯学習課において共同して処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。